

行政手続きのIT化の動き

世界最先端IT国家創造宣言
(2016.5.20閣議決定)

日本再興戦略2016
(2016.6.2閣議決定)

2021年度までに、オンライン利用率を70%以上に向上 行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則

- 1 「デジタルファースト原則」⇒ 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。
- 2 「コネクテッド・ワンストップ原則」⇒ 民間サービスを含め、1か所でサービスが実現する。
- 3 「ワンスオンリー原則」⇒ 一度提出した情報は、二度提出する必要がない仕組みとする。

電子申請のメリット

24時間、365日いつでも申請可能

窓口の開設時間にとらわれず夜間や休日いつでも申請でき、待ち時間もありません。

マイナンバー取り扱いの負担軽減

マイナンバーを記載した申請用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバーの運用管理など安全管理措置の負担が軽減**されます。個人情報保護の安全性が高まります。

コストを削減できお得に申請

申請内容を機械的にチェックできるため、**記入誤りや記入漏れを防止**できます。
ペーパーレス化による**管理コスト削減、窓口に出向く時間と費用が削減**できます。
※電子証明書が必要になりますが、別途手数料がかかります。

法人の電子証明書以外の電子証明書

電子申請の利用には、事業主は電子証明書を取得する必要がありますが、次の場合も可能です。

- ① **事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書**でも利用が可能です。
- ② 事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、**事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書**の利用が可能となります。

賃金台帳など添付書類の照合省略

電子申請の利用促進の観点から、電子申請を利用する場合に限り、**照合省略の認可を受けること**で、雇用保険関係手続のほぼすべての手続の添付書類（賃金台帳など）の省略が可能になります。

健保、年金とあわせてグループ申請

事業所を設置した時などに必要な**労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の手続などをまとめて行う**ことができます。また、従業員を雇入れた場合や退職した場合にも、同様にまとめて手続を行うことができます。

この機会にぜひ便利な電子申請をご利用ください！
雇用保険電子申請アドバイザーへの、ご相談・お申込みは別添の申込書に必須事項を記載のうえ、FAXで当所あてに送信してください。